

しょうがい しゃ さ べつ かい しょうほう

# 障害者差別解消法について

とも  
い

～みんなでつくる共に生きる社会～  
しゃ  
かい



しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょうがい りゆう さべつ  
障害者差別解消法は、障害を理由とする差別をなくしていくため、  
へいせい ねん がつ しこう ほうりつ しょうがい かか  
平成28年4月から施行された法律です。障害のあるなしに関わらず、  
たが じんかく こせい そんちょう ささ あ とも く しゃかい  
お互いの人格と個性を尊重し支え合いながら、共に暮らす社会をつ  
もくてき  
くることを目的としています。



上尾市

しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう

# 障害者差別解消法のポイント

ふ とう さ べつ てき とりあつか きん し  
不当な差別的取扱いの禁止

やくしょ かいしゃ みせ  
役所や会社、お店なども  
してはいけません

しょうがい りゆう せいとう りゆう ていきょう きよひ せいげん  
障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否または制限したり、  
しょうがい ひと じょうけん こうい きんし  
障害のない人にはつけない条件をつけたりするような行為を禁止しています。

れい しょうがい りゆう いんしょくてん にゅうてん ことわ  
例 障害があることを理由に飲食店などへの入店を断る。  
しょうがい りゆう まどぐち たいおう きよひ あとまわ  
障害があることを理由に窓口への対応を拒否したり後回しにする。

ごう り てき はい りよ てい きょう  
合理的配慮の提供

みんかん かいしゃ みせ ぎ む か  
民間の会社やお店なども義務化  
(令和6年4月1日から)

しょうがい ひと こま なん たいおう ひつよう  
障害のある人から、困っていることがあり何らかの対応を必要としている  
いし つた はんい しゃかいてきしょうへき と のぞ  
意思が伝えられたときに、できる範囲でバリア（社会的障壁）を取り除くため  
ひつよう こころくば  
に必要となる心配りです。

## 障害のある人への必要な心配りの例

し かく しょ がい  
視覚障害  
のある方

- ・書類やメニューを読みあげる。
- ・本人の代わりに書類を記入する。
- ・点字ブロックの上に物（自転車など）  
をあかない、立ち止まらない。



ちよ かく しょ がい  
聴覚障害  
のある方

- ・手話や筆談、身振りで伝える。
- ・口元が見えるように、ゆっくり、  
はっきりと話す。



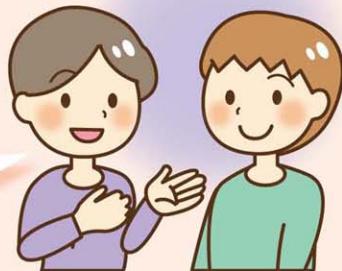
## 身体障害 のある方

- ・段差がある場所でスロープやてすりなどを設置する。
- ・多目的トイレを必要とする方が優先的に使えるようにする。
- ・障害者用駐車場に必要な人以外はと停めないようにする。



## 知的障害 のある方

- ・短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「わかりやすく」「くりかえし」説明する。
- ・具体的に、わかりやすい言葉をえらんで話す。
- ・ゆっくり考えて言葉をかえすことができるようあせらずに待つ。



## 精神障害・ 発達障害 のある方

- ・不安をかんじないようゆっくり、あだやかに応対する。
- ・一度に伝える量を多くせず、必要に応じて紙に書くなどして、整理してゆっくり具体的に伝える。
- ・大事なところにマーカーやふせんを付けて伝える。
- ・人や音などのしげきの少ない静かな場所で話す。



その他、障害の特性に応じて受付の時間や順番などを優先する  
・・・などさまざまな心配りがあります。

## 対象となる障害のある人とは

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病の人。  
見た目にはわかりにくい障害のある人もいます。障害者手帳をもっていない人も含まれます。

だれ さ べつ  
誰が差別をなくす

しゃ かい  
社会をつくっていくの?



くに しちょうそん こうてき きかん かいしゃ みせ  
國や市町村など公的機関をはじめ、会社やお店、  
みんかん だんたい しみん みな ひとり  
民間の団体や市民の皆さんです。一人ひとりが、  
しょうがい たい りかい ふか しょうがい りゆう さべつ  
障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別を  
とも く しゃかい め ざ  
なくし、だれもが共に暮らしやすい社会を目指します。

マークをみかけたら  
やさ 優しい心配りを  
こころくば  
おねがいします。

### 障害のある人に関わるマークの紹介



障害者のための  
国際シンボルマーク



オストメイトマーク



ハート・プラスマーク



耳マーク



ほじよ犬マーク



ヘルプマーク

障害者差別解消法に  
関する問い合わせ

上尾市健康福祉部障害福祉課

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号  
TEL 048-775-5315 FAX 048-776-8872  
E-mail s175000@city.ageo.lg.jp